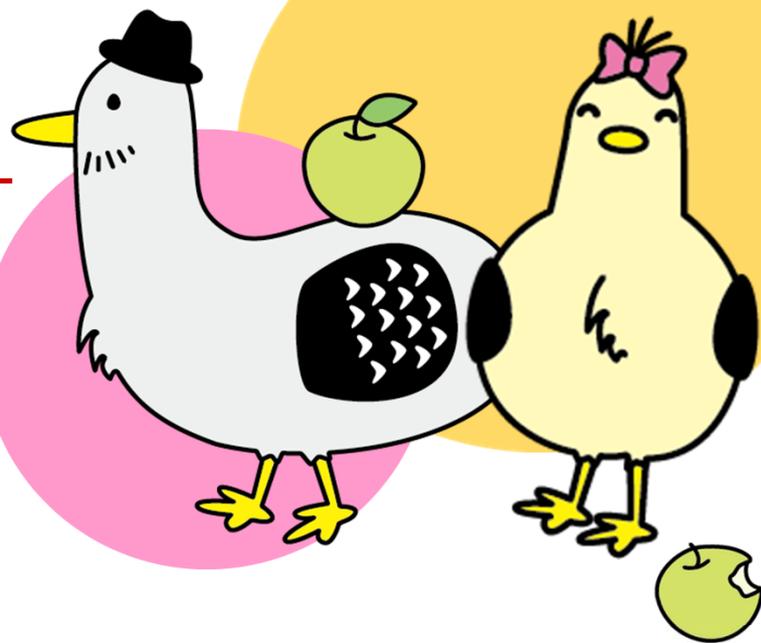


令和7年度

松戸市で新婚生活を迎える皆さまへ

結婚新生活住宅支援補助金

最大 **60万円** 補助!



- 住宅購入費
- 賃貸費用
- 引越し費用
- リフォーム費用

松戸市では、結婚を機に新たな生活を始める新婚世帯が、実際に負担した、

「住宅購入費」「賃貸住宅費用」「引越し費用」「リフォーム費用」

を予算の範囲内で補助します!



申請期間/申請方法

まずはHPから、
要件をご確認ください!

令和7年6月1日から令和8年3月31日まで



市ホームページ

提出必要書類
を確認・準備

オンライン申請
フォームから
必要情報を
入力・添付

入力情報から
作成される
申請書などを
郵送

詳細は、松戸市HP及び、HPに掲載のチェックリスト

松戸市 結婚新生活

検索

を必ずご確認ください。



※予算が尽き次第、受付終了となります。ご申請はお早めをお願いします。

令和7年6月1日現在



補助対象要件

補助対象者要件 (以下の内容を全て満たす必要があります)

- 令和7年1月1日から、令和8年3月31日までに**婚姻届を提出した、または受理された新婚夫婦であること。
- 令和6年** (1月1日から12月31日まで) の新婚夫婦の**合計所得が400万円未満**であること。
上記期間内に貸与奨学金の返済を行っている場合、新婚世帯の合計所得から返済額を控除して計算します。
- 婚姻日における、新婚夫婦の年齢がともに**42歳以下**であること。
- 申請時において、夫婦の住所が当該住宅の住所であること。
- 他の法令等により、国又は地方公共団体から、同種の補助金交付を受けていないこと。
- 補助金の交付を受けた日から2年以上、松戸市内に定住する意思があること。
- 松戸市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等ではないこと。

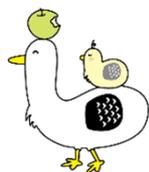
補助対象費用

※以下のいずれも **令和7年4月1日から令和8年3月31日**までに支払っている必要があります。

・住宅購入費	婚姻を機に取得する住宅の 建物購入費 (<u>新築住宅工事・購入費用、中古住宅購入費用</u>)
・賃貸借費用	婚姻を機に賃借する住宅の 敷金、礼金、仲介手数料、家賃・共益費 (<u>2か月分を上限とする</u>)
・引越し費用	婚姻を機に行う 引越しに要した運送業者へ支払う費用 (自ら運搬した場合や友人に頼む等して引越しをした場合は対象外)
・リフォーム費用	婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、 住宅機能の維持又は向上を図るために行う <u>修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用</u>

補助対象費用によって必要書類が異なりますので、
詳細は市HPおよびHPに掲載のチェックシートを必ずご確認ください。

【問い合わせ先】
 松戸市 街づくり部 住宅政策課
 TEL: 047-366-7366
 ㊚: mcjuutaku@city.matsudo.chiba.jp



市ホームページ

